

【2023年9月 町田市景観審議会 答申】

__部分は改正部分

町田市景観条例施行規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○町田市景観条例施行規則</p> <p>平成21年12月25日 規則第84号 都市づくり部地区街づくり課</p> <p>改正 平成22年9月30日規則第56号 平成25年3月18日規則第20号 平成25年7月31日規則第59号 平成27年12月28日規則第86号 平成30年3月29日規則第25号 令和元年6月28日規則第10号 令和3年11月30日規則第80号 <u>令和6年3月●●日規則第●●号</u></p> <p>第1条～第4条 略 (届出書及び添付書類等)</p> <p>第5条 略 2～6 略</p> <p>7 条例第11条第1項の規定による届出若しくは<u>法第16号第5項の規定による通知</u>に係る行為を完了し、又は中止したときは、速やかに景観計画区域内における行為の完了(中止)届出書(<u>第1号様式の2</u>)に、竣工写真、撮影位置及び方向を図示した図面を添付して、市長に届け出なければならない。</p> <p>8 条例第12条の2第1項第2号に掲げる行為について、同条第4項に規定する通知を受けた者は、当該行為が完了したときは、特定屋内広告物の表示完了届出書(第●号様式)に、竣工写真、撮影位置及び方向を図示した図面を添付して、市長に届け出なければならない。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第6条 略 2 略</p> <p>(1) 煙突、鉄柱、装飾塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの<u>(第6号に掲げるものを除く。)</u></p> <p>(2) 略</p>	<p>○町田市景観条例施行規則</p> <p>平成21年12月25日 規則第84号 都市づくり部地区街づくり課</p> <p>改正 平成22年9月30日規則第56号 平成25年3月18日規則第20号 平成25年7月31日規則第59号 平成27年12月28日規則第86号 平成30年3月29日規則第25号 令和元年6月28日規則第10号 令和3年11月30日規則第80号</p> <p>(届出書及び添付書類等)</p> <p>第5条 略 2～6 略</p> <p>7 条例第11条第1項の規定による届出に係る行為を完了し、又は中止したときは、速やかに景観計画区域内における行為の完了(中止)届出書(<u>第1号様式の2</u>)に、竣工写真、撮影位置及び方向を図示した図面を添付して、市長に届け出なければならない。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第6条 略 2 略</p> <p>(1) 煙突、鉄柱、装飾塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの</p> <p>(2) 略</p>

町田市景観条例施行規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>(3) 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫その他これらに類するもので、建築物でないもの<u>(第7号に掲げるものを除く。)</u></p>	<p>(3) 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫その他これらに類するもので、建築物でないもの</p>
<p>(4) 略</p>	<p>(4) 略</p>
<p>(5) 略</p>	<p>(5) 略</p>
<p><u>(6) 地上に設置する携帯電話基地局その他これに類するもの</u></p>	
<p><u>(7) 地上に設置する太陽光発電設備その他これに類するもの</u></p>	
<p>3 略 (国の機関又は地方公共団体が行う行為の通知)</p>	<p>3 略 (国の機関又は地方公共団体が行う行為の通知)</p>
<p>第10条 略</p>	<p>第10条 略</p>
<p>2 略 <u>(事前協議)</u></p>	<p>2 略</p>
<p><u>第10条の2 条例第12条の2第1項の規定による協議は、事前協議申請書(第4号様式の2)を提出して行わなければならない。</u></p>	
<p><u>2 前項の事前協議申請書の提出は、別表第8の左欄に掲げる行為の種類ごとに、それぞれ当該別表の右欄に掲げる期限までとする。</u></p>	
<p><u>3 条例第12条の2第3項の規定による協議は、事前協議申請書(第4号様式の3)を提出して行わなければならない。</u></p>	
<p><u>4 条例第12条の2第5項の規定による意見聴取は、次に掲げる場合に行うものとする。</u></p>	
<p><u>(1) 条例第12条の2第3項の指導又は助言を行う場合</u></p>	
<p><u>(2) その他市長が必要と認める場合</u></p>	
<p><u>5 条例第12条の2第6項の規定による協議は、変更協議申請書(第4号様式の4)を提出して行わなければならない。</u></p>	
<p><u>6 条例第12条の2第6項の規則で定める場合は、次に掲げるものとする。</u></p>	
<p><u>(1) 広告物等の表示内容又は形態に変更を</u></p>	

町田市景観条例施行規則新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>来さない補強工作又は塗装替え等を行う場合</u></p> <p><u>(2) 条例第12条の2第4項の規定による指導又は助言を受けて、市長が必要と認める範囲内で当該協議に係る行為の内容を変更しようとする場合</u></p> <p>(変更命令及び原状回復等命令)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>(景観賞)</p> <p>第46条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>(景観づくり市民推進員)</p> <p><u>第47条 条例第39条の3第1項による登録を受けようとする者は、景観づくり市民推進員登録申請書(第48号様式)により申請しなければならない。</u></p> <p><u>2 市長は、前項の規定による申請に基づき、推進員として登録することを決定したときは、景観づくり市民推進員登録決定通知書(第49号様式)により、当該申請を行った者に対して、その旨を通知しなければならない。</u></p> <p><u>3 市長は、条例第39条の3第1項による登録をしようとするときは、景観づくり市民推進員登録台帳(第50号様式)に景観づくり市民推進員の情報を搭載しなければならない。</u></p> <p><u>4 景観づくり市民推進員は、登録された情報に変更があるときは、景観づくり市民推進員登録情報変更届(第51号様式)により、すみやかに市長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>5 景観づくり市民推進員は、登録の解除を受けようとするときは、景観づくり市民推進員登録解除申請書(第52号様式)により、市長に申請しなければならない。</u></p> <p><u>6 条例第39条の3第2項の規則に定める事項は、次の各号に掲げるものとする。</u></p> <p><u>(1) 前項による申請があったとき</u></p> <p><u>(2) 心身の故障により、推進員の役割を全うできなくなったとき</u></p>	<p>(変更命令及び原状回復等命令)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>(景観賞)</p> <p>第46条 略</p> <p>2～3 略</p>

町田市景観条例施行規則新旧対照表

改正後	改正前										
<p><u>(3) 推進員と1年以上連絡が取れないとき</u></p> <p><u>(4) 町田市景観計画及び景観づくりに関する法令等に定められた内容と相反する行為を行ったとき</u></p> <p><u>7 市長は、条例第39条の3第2項により登録を解除したときは、景観づくり市民推進員登録解除通知書（第53号様式）により通知しなければならない。</u></p> <p>(補則)</p> <p>第48条 略</p> <p>附 則（令和3年11月30日規則第80号）</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 略</p> <p><u>附 則（令和6年●月●日規則第●号）</u></p> <p><u>この規則は、令和6年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表第1（第6条関係）</p> <p>(平25規則20・一部改正)</p> <p>法第16条第1項第1号(建築物の建築等)に係る届出を要しない行為の規模</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">景観計画区域内において定められた地区</th> <th style="text-align: center;">届出を要しない行為の規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>丘陵地ゾーン、住まい共生ゾーン、及び多摩境通り景観形成誘導地区</td> <td>次のいずれにも該当しない建築物 (1)～(3) 略 <u>(4) コンテナ倉庫</u> <u>(コンテナ又はこれに類するものを使用した建築物のうち、その内部を倉庫として賃貸する事業のために利用するもの又は倉庫</u></td> </tr> </tbody> </table>	景観計画区域内において定められた地区	届出を要しない行為の規模	丘陵地ゾーン、住まい共生ゾーン、及び多摩境通り景観形成誘導地区	次のいずれにも該当しない建築物 (1)～(3) 略 <u>(4) コンテナ倉庫</u> <u>(コンテナ又はこれに類するものを使用した建築物のうち、その内部を倉庫として賃貸する事業のために利用するもの又は倉庫</u>	<p>(補則)</p> <p>第47条 略</p> <p>附 則（令和3年11月30日規則第80号）</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 略</p> <p>別表第1（第6条関係）</p> <p>(平25規則20・一部改正)</p> <p>法第16条第1項第1号(建築物の建築等)に係る届出を要しない行為の規模</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">景観計画区域内において定められた地区</th> <th style="text-align: center;">届出を要しない行為の規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>丘陵地ゾーン、住まい共生ゾーン、<u>にぎわいゾーン、</u> <u>町田駅前通り景観形成誘導地区</u>及び多摩境通り景観形成誘導地区</td> <td>次のいずれにも該当しない建築物 (1)～(3) 略</td> </tr> <tr> <td>小野路宿通り景観形成誘導地区</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	景観計画区域内において定められた地区	届出を要しない行為の規模	丘陵地ゾーン、住まい共生ゾーン、 <u>にぎわいゾーン、</u> <u>町田駅前通り景観形成誘導地区</u> 及び多摩境通り景観形成誘導地区	次のいずれにも該当しない建築物 (1)～(3) 略	小野路宿通り景観形成誘導地区	略
景観計画区域内において定められた地区	届出を要しない行為の規模										
丘陵地ゾーン、住まい共生ゾーン、及び多摩境通り景観形成誘導地区	次のいずれにも該当しない建築物 (1)～(3) 略 <u>(4) コンテナ倉庫</u> <u>(コンテナ又はこれに類するものを使用した建築物のうち、その内部を倉庫として賃貸する事業のために利用するもの又は倉庫</u>										
景観計画区域内において定められた地区	届出を要しない行為の規模										
丘陵地ゾーン、住まい共生ゾーン、 <u>にぎわいゾーン、</u> <u>町田駅前通り景観形成誘導地区</u> 及び多摩境通り景観形成誘導地区	次のいずれにも該当しない建築物 (1)～(3) 略										
小野路宿通り景観形成誘導地区	略										

町田市景観条例施行規則新旧対照表

改正後		改正前	
	業を営むために利用するものをいう。 以下同じ。)		
にぎわいゾーン及び町田駅前通り景観形成誘導地区	次のいずれにも該当しない建築物 (1) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第6号の建築物の高さ(以下「建築物の高さ」という。)が10メートル以上のもの (2) 集合住宅(共同住宅、長屋、寮又は宿舎をいい、住宅以外の用途を併用するものを含む。)で建築戸数が9戸以上のもの (3) 建築基準法施行令第2条第1項第4号の延べ面積(以下「延べ面積」という。)が1,000平方メートル以上のもの		
小野路宿通り景観形成誘導地区	略		
別表第2(第6条関係) 法第16条第1項第2号(工作物の建設等)に係る届出を要しない行為の規模		別表第2(第6条関係) 法第16条第1項第2号(工作物の建設等)に係る届出を要しない行為の規模	
景観計画区域内において定められた地区	届出を要しない行為の規模	景観計画区域内において定められた地区	届出を要しない行為の規模
丘陵地ゾーン、住まい共生ゾーン及び多摩境通り景観	(1) 略	丘陵地ゾーン、住まい共生ゾーン、 にぎわいゾーン、 町田駅前通り景観	(1) 略
	(2) 略		(2) 略
	(3) 略		(3) 略

町田市景観条例施行規則新旧対照表

改正後		改正前	
形成誘導地区	(4) <u>第6条第2項第6号に掲げる工作物</u> にあつては、 <u>工作物の高さが15メートル未満のもの</u>	形成誘導地区及び多摩境通り景観形成誘導地区	
	(5) <u>第6条第2項第7号に掲げる工作物</u> にあつては、 <u>太陽電池モジュールの面積の合計が200平方メートル未満のもの</u>	小野路宿通り景観形成誘導地区	(1) 略 (2) 略 (3) 略
<u>にぎわいゾーン及び町田駅前通り景観形成誘導地区</u>	(1) <u>第6条第2項第1号から第3号までに掲げる工作物</u> にあつては、 <u>工作物の高さ(建築物の高さの算定方法を適用して算定した高さをいう。以下同じ。)が10メートル未満のもの</u>		
	(2) <u>第6条第2項第4号に掲げる工作物</u> にあつては、 <u>すべてのもの</u>		
	(3) <u>第6条第2項第5号に掲げる工作物</u> にあつては、 <u>建築基準法施行令第2条第1項第1号の敷地面積(以下「敷地面積」という。)が3,000平方メートル未満のもの</u>		

町田市景観条例施行規則新旧対照表

改正後		改正前
	(4) <u>第6条第2項第6号に掲げる工作物</u> <u>にあつては、すべてのもの</u>	
	(5) <u>第6条第2項第7号に掲げる工作物</u> <u>にあつては、すべてのもの</u>	
小野路宿通り景観 形成誘導地区	(1) 略	
	(2) 略	
	(3) 略	
	(4) <u>第6条第2項第6号に掲げる工作物</u> <u>にあつては、工作物の高さが15メートル未満のもの</u>	
	(5) <u>第6条第2項第7号に掲げる工作物</u> <u>にあつては、太陽電池モジュールの面積の合計が200平方メートル未満のもの</u>	
別表第3 (第6条関係)	略	別表第3 (第6条関係) 略
別表第4 (第6条関係)	略	別表第4 (第6条関係) 略
別表第5 (第6条関係)	略	別表第5 (第6条関係) 略
別表第6 (第6条関係)	略	別表第6 (第6条関係) 略
別表第7 (第6条関係)	略	別表第7 (第6条関係) 略
別表第8 (第10条の2関係)		
<u>行為の種類</u>	<u>期限</u>	
<u>条例第12条の2第1項第1号に係る行為であつて、以下のいずれかの決定又は変更を伴うもの</u>	<u>決定又は変更の30日前、かつ、当該行為に係る設計が容易に変更できるとき</u>	

町田市景観条例施行規則新旧対照表

改正後		改正前
<p><u>(1) 都市計画法第8条第1項第3号の高度利用地区</u></p> <p><u>(2) 都市計画法第12条第1項第4号の市街地再開発事業</u></p> <p><u>(3) 都市計画法第12条の5第3項の再開発等促進区を定める地区計画</u></p>		
<p><u>条例第12条の2第1項第1号に係る行為であって、以下のいずれかに該当するもの</u></p> <p><u>(1) 法第16条第1項第3号に掲げる行為であって、開発区域の面積が1ヘクタール以上のもの</u></p> <p><u>(2) 法第16条第1項第1号に掲げる行為であって、延べ面積が3,000平方メートル以上のもの</u></p> <p><u>(3) 法第16条第1項第1号に掲げる行為であって、50戸を超える集合住宅に係るもの</u></p> <p><u>(4) その他、市長が必要と認めた開発等</u></p>	<p><u>当該行為の60日前、かつ、当該行為に係る設計が容易に変更できるとき</u></p>	

町田市景観条例施行規則新旧対照表

改正後		改正前
<p><u>条例第12条の2</u> <u>第1項第1号に係る行為であって、以下のいずれにも該当しないもの</u> <u>(1) 法第16条第1項第3号に掲げる行為であって、開発区域の面積が1ヘクタール以上のもの</u> <u>(2) 法第16条第1項第1号に掲げる行為であって、延べ面積が3,000平方メートル以上のもの</u> <u>(3) 法第16条第1項第1号に掲げる行為であって、50戸を超える集合住宅に係るもの</u> <u>(4) その他、市長が必要と認めた開発等</u></p>	<p><u>当該行為の30日前、かつ、当該行為に係る設計が容易に変更できるとき</u></p>	
<p><u>条例第12条の2</u> <u>第1項第2号に係る行為</u></p>	<p><u>当該行為の15日前、かつ、当該行為に係る設計が容易に変更できるとき</u></p>	
<p><u>条例第12条の2</u> <u>第1項第3号に係る行為</u></p>	<p><u>当該行為の15日前、かつ、当該行為に係る設計が容易に変更できるとき</u></p>	
<p>第1号様式（第5条関係） 略</p>	<p>第1号様式（第5条関係） 略</p>	

町田市景観条例施行規則新旧対照表

改正後	改正前
第1号様式の2 (第5条関係)	第1号様式の2 (第5条関係)
略	略
第2号様式 (第8条関係)	第2号様式 (第8条関係)
略	略
第3号様式 (第9条関係)	第3号様式 (第9条関係)
略	略
第4号様式 (第10条関係)	第4号様式 (第10条関係)
略	略
<u>第4号様式の2 (第10条の2関係)</u>	
<u>第4号様式の3 (第10条の2関係)</u>	
第5号様式 (第11条関係)	第5号様式 (第11条関係)
略	略
第6号様式 (第11条関係)	第6号様式 (第11条関係)
略	略
第7号様式 (第12条関係)	第7号様式 (第12条関係)
略	略
第8号様式 (第15条関係)	第8号様式 (第15条関係)
略	略
第9号様式 (第16条関係)	第9号様式 (第16条関係)
略	略
第10号様式 (第17条関係)	第10号様式 (第17条関係)
略	略
第11号様式 (第19条関係)	第11号様式 (第19条関係)
略	略
第12号様式 (第19条関係)	第12号様式 (第19条関係)
略	略
第13号様式 (第20条関係)	第13号様式 (第20条関係)
略	略
第14号様式 (第21条関係)	第14号様式 (第21条関係)
略	略
第15号様式 (第22条関係)	第15号様式 (第22条関係)
略	略

町田市景観条例施行規則新旧対照表

改正後	改正前
第16号様式（第23条関係） 略	第16号様式（第23条関係） 略
第17号様式（第24条関係） 略	第17号様式（第24条関係） 略
第18号様式（第26条関係） 略	第18号様式（第26条関係） 略
第19号様式（第26条関係） 略	第19号様式（第26条関係） 略
第20号様式（第27条関係） 略	第20号様式（第27条関係） 略
第21号様式（第28条関係） 略	第21号様式（第28条関係） 略
第22号様式（第29条関係） 略	第22号様式（第29条関係） 略
第23号様式（第30条関係） 略	第23号様式（第30条関係） 略
第24号様式（第32条関係） 略	第24号様式（第32条関係） 略
第25号様式（第32条関係） 略	第25号様式（第32条関係） 略
第26号様式（第33条関係） 略	第26号様式（第33条関係） 略
第27号様式（第34条関係） 略	第27号様式（第34条関係） 略
第28号様式（第35条関係） 略	第28号様式（第35条関係） 略
第29号様式（第36条関係） 略	第29号様式（第36条関係） 略
第30号様式（第37条関係） 略	第30号様式（第37条関係） 略
第31号様式（第39条関係） 略	第31号様式（第39条関係） 略
第32号様式（第39条関係） 略	第32号様式（第39条関係） 略

町田市景観条例施行規則新旧対照表

改正後	改正前
第33号様式（第40条関係） 略	第33号様式（第40条関係） 略
第34号様式（第42条関係） 略	第34号様式（第42条関係） 略
第35号様式（第42条関係） 略	第35号様式（第42条関係） 略
第36号様式（第42条関係） 略	第36号様式（第42条関係） 略
第37号様式（第43条関係） 略	第37号様式（第43条関係） 略
第38号様式（第43条関係） 略	第38号様式（第43条関係） 略
第39号様式（第43条関係） 略	第39号様式（第43条関係） 略
第40号様式（第44条関係） 略	第40号様式（第44条関係） 略
第41号様式（第44条関係） 略	第41号様式（第44条関係） 略
第42号様式（第44条関係） 略	第42号様式（第44条関係） 略
第43号様式（第44条関係） 略	第43号様式（第44条関係） 略
第44号様式（第44条関係） 略	第44号様式（第44条関係） 略
第45号様式（第45条関係） 略	第45号様式（第45条関係） 略
第46号様式（第45条関係） 略	第46号様式（第45条関係） 略
第47号様式（第45条関係） 略	第47号様式（第45条関係） 略
<u>第48号様式（第47条関係）</u>	
<u>第49号様式（第47条関係）</u>	
<u>第50号様式（第47条関係）</u>	

町田市景観条例施行規則新旧対照表

改正後	改正前
-----	-----

第51号様式（第47条関係）

第52号様式（第47条関係）

第53号様式（第47条関係）

--	--